

## 浜松市土曜日等共同保育実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、土曜日、8月のお盆期間及び年末年始（以下「土曜日等」という。）の共同保育の実施について、「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）及び「「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について」（平成31年3月29日事務連絡）に基づき、浜松市内に所在する保育施設において土曜日等に近隣の保育施設が連携し、1か所の保育施設で共同保育することにより、保育士等の勤務環境の改善を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 土曜日等の共同保育の対象施設は、浜松市以外が設置する浜松市内に所在する認定こども園、保育所、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育施設」という。）とする。

### (実施要件)

第3条 土曜日等の共同保育を実施する事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 利用者に対して、共同保育の実施について説明し、書面にて同意を得ること。
- (2) 共同保育を実施する保育施設における土曜日等の保育標準時間及び保育短時間が一致していること。
- (3) 共同保育する場所及び実施方法について明確に定め、利用者に周知すること。
- (4) 共同保育する利用児童の数に応じ、施設の基準及び職員の配置基準を遵守すること。
- (5) 前各号に定めることその他、アレルギー児の対応等、適切な保育を提供すること。

### (共同保育の開始)

第4条 土曜日等の共同保育の開始月は、各年度4月からとする。

- 2 土曜日等の共同保育を実施する事業者は、土曜日等の共同保育開始届（第1号様式）に土曜日等の共同保育に関する協定書（様式任意）（同一法人の運営する施設で実施する場合は提出不要）を添えて、開始年度の前年度9月末までに市長に提出しなければならない。

(共同保育の変更又は廃止)

第5条 土曜日等の共同保育の実施場所、実施方法又は実施期間の変更をしようとする事業者は、変更する年度の前年度9月末までに土曜日等の共同保育変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 土曜日等の共同保育を廃止しようとする事業者は、廃止する年度の前年度9月末までに土曜日等の共同保育廃止届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条各項の規定は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

土曜日等の共同保育開始届

(あて先) 浜松市長

事業者名称

所在地

代表者

(連絡先)

印

下記のとおり、土曜日等の共同保育について開始届を提出します。

記

開始予定年月日	年 月 日			
共同保育 実施施設	(施設名)	(所在地)	保育標準時間	保育短時間
実施する期間 にレ点記入 (複数記入可)	土曜日 8月のお盆期間 年末年始 (備考)			
実施方法(以下の(ア)又は(イ)いずれかの にレ点記入)				
(ア) 特定の1施設で保育する場合				
共同保育の実施場所				
(イ)(ア)以外の場合				
具体的な実施方法				
利用者からの同意	第3条第1号に規定する 同意あり 同意なし			
(添付書類) ・共同保育に関する協定書(同一法人の運営する施設で実施する場合は提出不要)				

第2号様式

年 月 日

土曜日等の共同保育変更届

(あて先) 浜松市長

事業者名称

所在地

代表者

(連絡先)

印

土曜日等の共同保育の実施について、下記のとおり変更します。

記

1 変更前

2 変更後

3 変更理由

4 変更予定年月日

第3号様式

年 月 日

土曜日等の共同保育廃止届

(あて先) 浜松市長

事業者名称

所在地

代表者

(連絡先)

印

下記のとおり、土曜日等の共同保育を廃止します。

記

1 土曜日等の共同保育実施施設

2 廃止年月日 年 月 日

3 廃止する理由